

出前講座用 参考資料（例）

～不適切なケア・高齢者虐待防止 Ver～



作成：神楽・西神楽 地域包括支援センター



令和3年の介護保険改正により、事業所において、高齢者虐待防止に関する取り組みについて、研修を実施することが義務付けられました。事業所内で実施する研修会に、当センター職員がお伺いして、協力をさせていただくことも可能です。

次ページより、研修会の内容について簡単に紹介しますので、ご確認いただき、ぜひ、お声かけ下さい。時間や内容等については個別に相談させていただきます。

1 はじめに

○虐待はなぜダメなのか？

（高齢者が虐待を受けるということとは？）

○高齢者虐待とは？

○権利（人権）擁護と権利（人権）侵害

など



2 高齢者虐待防止法について

- 高齢者虐待防止法の概要・特徴
- 高齢者虐待防止法の目的
- 事業所の役割
- 通報義務・努力義務
- 個人情報情報の例外規定

Q同僚の虐待行為を知った職員が誰にも報告せず、その行為を放置した場合、ネグレクトに該当するか？

など

3 養護者による高齢者虐待について



○虐待の定義と類型

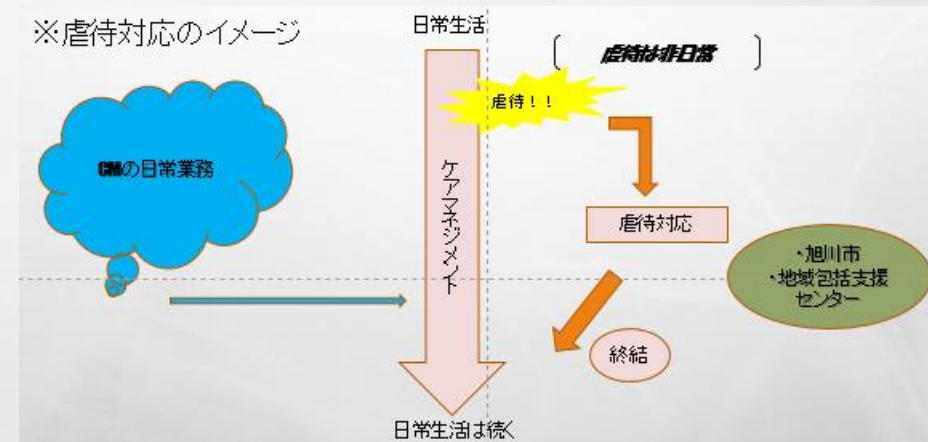
○セルフネグレクト

○データの紹介

○虐待者と被虐待者の範囲・考え方

○介護支援専門員・事業所の役割

○地域包括支援センターと行政（旭川市）の虐待対応の流れ



など

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

○虐待の定義と類型

○データの紹介

○身体拘束の考え方

○虐待者と被虐待者の範囲・考え方

○介護支援専門員・事業所の役割

○不適切なケアについて考える

○虐待防止のための基本的な考え方

Q ベットに3点柵を付けることは身体拘束にあたるか？



○「不適切(グレーゾーン)なケア」について(グループワーク)

- ①みなさんが人に説明するとしたらどのようなケアのことを言いますか？(定義)
- ②不適切なケアとはどのような行為ですか？
など

など

5 その他



○事例紹介

○演習（グループワーク）

など

【問い合わせ先】

神楽・西神楽 地域包括支援センター

TEL：66-5351

担当： 今井・横堀